告示

○外務省告示第二百三号

次に掲げる各国の政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国名に対応する寄託者に寄託した。

トルコ共和国　平成三十年三月二十六日
バハマ国　平成三十年四月二十六日
バーレーン王国　平成三十年五月三日

よって、同条約及び同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生ずる。

トルコ共和国　平成三十年七月一日
バハマ国　平成三十年八月一日
バーレーン王国　平成三十年九月一日

（平成三十年三月二十九日付け及び平成三十年五月十一日付け欧州評議会書簡）

平成三十年六月五日

外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第千二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字平崎五一九六から五一九八まで、大字見立字日平山三四七三の三（次の図に示す部分に限る。）、三四六七の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立字森より北二〇一六の一、二〇一六の三、二〇一六の五、二〇一九の一、二〇一九の三、二〇一九の四、二〇一九の七、二〇一九の九、二〇二〇の一、二〇二〇の二、二〇二四の一、二〇二四の二、二〇二八の一、二〇二八の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北方町二股字打越亥八二〇の三、亥八二三の一、亥八二三の一八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市円原字水又二一八八の九三、字川戸平二二三〇の五、二二三〇の一七、二二三〇の三一、二二三〇の三二、二二三〇の三九、二二三〇の四〇、二二六八の一の一、二二六八の一〇、二二六八の二二、二二六八の三五、二二六八の七四、二二六八の九五、字橋戸二三〇〇の五、二三〇三の一〇、二三〇三の一一、字小屋平二三〇五の九、二三〇五の一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　保安林の所在場所　岐阜県山県市円原字小屋平二三〇五の四六、二三二五の一の一の一、二三二五の一二、字猿倉二三五九の一の一、二三五九の四、二三七〇の二四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町上呂字サクジ二八五二、二八五三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**